

自転車活用推進計画の策定について

自転車活用推進計画に関する法律上の規定

自転車活用推進計画の要件（自転車活用推進法第9条）

政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

自転車の活用の推進に関する基本方針（法第8条）

自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |
| ⑮その他特に必要な施策 | |

地方版自転車活用推進計画（法第10条及び11条）

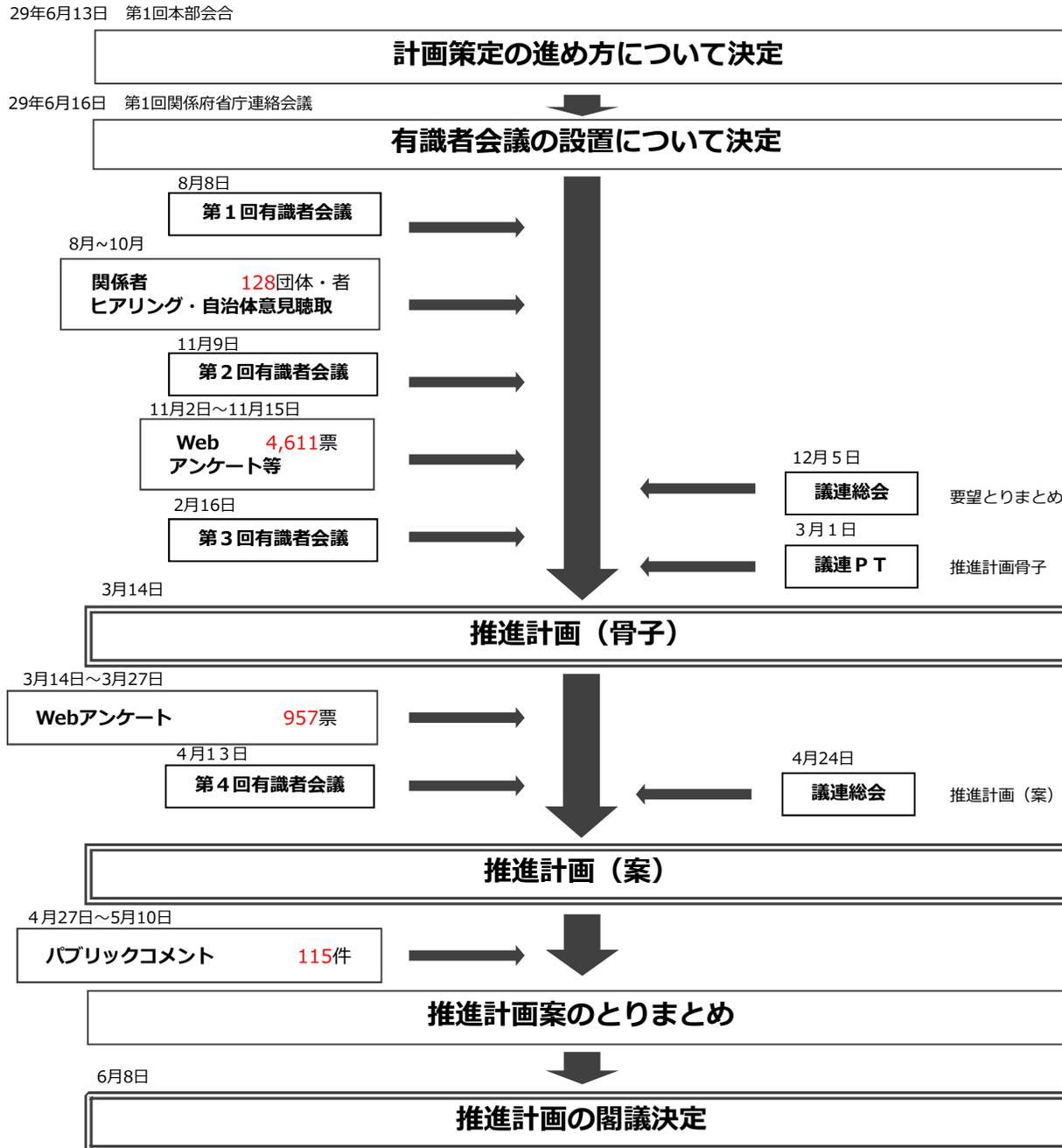
都道府県(市町村)は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県(市町村)の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。

有識者 委員

座長 屋井 鉄雄	東京工業大学副学長・教授
絹代	サイクルライフナビゲーター
楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
久野 譜也	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
佐藤 洋一	ブリヂストンサイクル株式会社専務執行役員
高橋 信行	國學院大學法学部教授
長嶋 良	一般財団法人全日本交通安全協会事務局長
宮地 元彦	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 身体活動研究部長
矢ヶ崎 紀子	東洋大学国際観光学部准教授

(敬称略)

(座長以外は五十音順)



自転車活用推進計画の構成

1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け〈経緯、法律の基本理念等〉
- (2) 計画期間
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

- 法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する**目標**と、目標達成のために実施すべき**施策**を記述

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

- 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な**措置**を記述

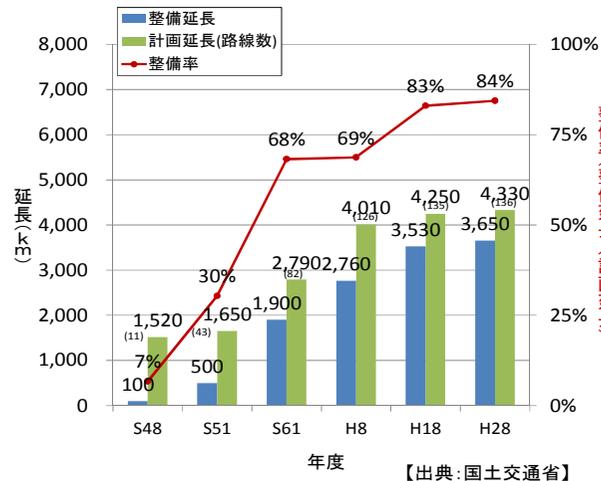
4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 財政上の措置等
- 調査・研究、広報活動等
- 附則に対する今後の取組方針

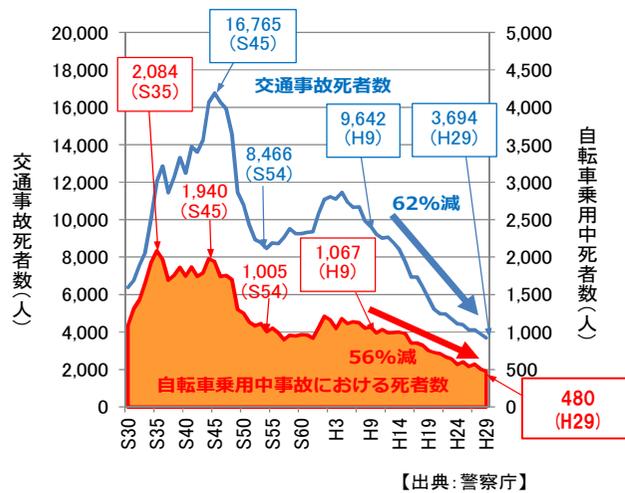
(1) 自転車活用推進計画の位置付け

- これまで、自転車道の整備等に関する法律や、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進。
- 自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行。
- 自転車活用推進計画は、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付け。

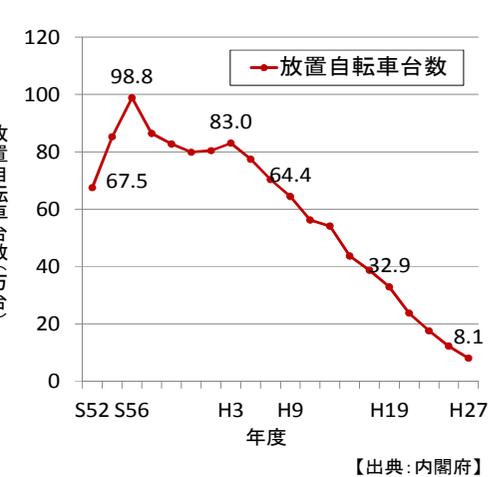
大規模自転車道整備延長の推移



自転車関連事故件数の推移



放置自転車台数の推移



(2) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

【都市環境】

- 地球温暖化対策
- 自転車通行空間の整備
- 自転車対歩行者の事故
- コンパクトシティの形成

【国民の健康増進】

- 健康寿命の延伸
- 子どもの体力・運動能力

【観光地域づくり】

- 外国人観光客のニーズ変化
- インバウンド効果の全国拡大

【安全・安心】

- 交通ルールの周知・教育
- 製品の安全性、点検整備
- 災害時の自転車の活用

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進

【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
[実績値 0団体 (2017年度) →目標値 200団体 (2020年度)]

【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数
[実績値 1市町村 (2016年度) →目標値 10市町村 (2020年度)]

2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

3. シェアサイクルの普及促進

【指標】サイクルポートの設置数
[実績値 852箇所 (2016年度) →目標値 1,700箇所 (2020年度)]

4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進

5. 自転車のIoT化の促進

6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進

8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出

9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

10. 自転車通勤の促進

【指標】通勤目的の自転車分担率
[実績値 15.2% (2015年度) →目標値 16.4% (2020年度)]

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致

12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
[実績値 0ルート (2017年度) →目標値 40ルート (2020年度)]

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進

【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
[実績値 29.2% (2016年度) →目標値 40% (2020年度)]

【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※
[実績値 480人 (2017年度) →目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)]
※ (13~17の関連指標)

14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進

【指標】自転車技士の資格取得者数※
[実績値 80,185人 (2017年度) →目標値 84,500人 (2020年度)]
※ (13,14の関連指標)

15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施

16. 学校における交通安全教室の開催等の推進

【指標】交通安全について指導している学校の割合
[実績値 99.6% (2015年度) →目標値 100% (2019年度)]

17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進 (再掲)

18. 災害時における自転車の活用の推進

(1) 関係者の連携・協力

- 自転車活用推進本部の下、関係府省庁が緊密に連携。
- 地方公共団体に対して地方版推進計画の策定を促し、国、地方公共団体、公共交通事業者、国民等が連携して施策を実施。
- 国、地方公共団体、NPO、関係団体、大学関係者等のスキルアップを目的とした会議等の開催。

(2) 計画のフォローアップと見直し

- 毎年度計画のフォローアップを実施し、計画期末までに計画を見直し。

(3) 調査・研究、広報活動等

- 産官学連携により、自転車の利用実態や、自転車の活用による医科学的効果に関する調査・研究等を実施。
- 自転車に関する統計等の整備。
- 国や関係団体等による協議会を設置し、戦略的な広報活動を実施。

(4) 財政上の措置等

- 国は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、その負担の在り方について検討。
- 民間団体等が実施する取組に対して、必要に応じて支援。

(5) 附則に対する今後の取組方針

- 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討。
- 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入の促進を図るとともに、新たな保障制度の必要性等について検討。

① 自転車通行空間の整備推進

- 地方公共団体における自転車活用推進計画策定促進に向けた検討
- 「自転車車線(仮称)」設置に関する構造令への規定の追加の検討

② シェアサイクルの普及促進

- シェアサイクル事業の規制・支援の在り方の検討
- 公共用地・民有地へのサイクルポート設置の在り方の検討

③ サイクルツーリズムの推進

- 官民連携による先進的なサイクリング環境の整備推進に向けた検討
- 「ナショナルサイクルルート(仮称)」の創設に向けた認定要件等の検討

④ 附則への対応

- 新たな保障制度の必要性等について検討